

特措法等改正法の成立を受けて

本日、国会において「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法案」が可決、成立した。

政府、与野党の関係者の皆様におかれては、全国知事会からの緊急提言を踏まえ、都道府県知事が講ずる措置の実効性を確保するため、短期間での立案及び修正協議を経て、迅速な成立にご尽力いただいたことに深く感謝を申し上げたい。

なお、改正法の運用にあたっては、特措法第5条及び感染症法第22条の2の規定等を踏まえ、罰則の適用も含め「国民の自由と権利への制限は必要最小限のもの」として参りたい。

折しも、緊急事態宣言が10都府県で3月7日まで延長されたところであり、我々としてもこの期間に必ずや感染を抑え込み、緊急事態宣言が解除できるよう国と力を合わせ、全力を尽くして参る所存である。

令和3年2月3日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治